



2026年6月23日

各 位

会 社 名 ム ラ キ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柳 田 任 俊  
(コード番号：7477 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 部 長 加 瀬 光 二  
電 話 番 号 0 4 2 - 3 5 7 - 5 6 0 0

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）に関する

共同協調行為等の認定に向けた検討の開始

および独立委員会に対する諮問に関するお知らせ

当社は、2026年3月31日時点の株主名簿に記載された当社の株主である株式会社イクヨ（TYO:7273。代表取締役社長：孫峰。以下「イクヨ社」といいます。）およびBlue Goats Capital株式会社（代表取締役：青柳和洋。以下「BGC社」といい、イクヨ社とBGC社を合わせて、以下「本特定株主ら」といいます。なお、2026年3月31日時点の当社の株主名簿上、本特定株主らの株券等保有割合の合計は20%を超えております。）の間において、当社が2025年4月25日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、同年6月20日開催の当社第67期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本買収対応方針」といいます。）に定める「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限り。）であると合理的に判断される行為」（以下「共同協調行為等」といいます。）に該当する行為が行われている疑いがあることから、本日開催の当社取締役会において、①本特定株主らによる共同協調行為等の存否に関する判断に向けた検討手続を開始することを決議するとともに、②本買収対応方針に基づき当社取締役会から独立した組織として同年4月25日開催の当社取締役会の決議に基づき設置された独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。）に対して、本特定株主らによる共同協調行為等が行われていると認定することの是非について諮問する旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関する現在までの主な経緯につきましては、別紙の時系列図もご参照ください。

## 記

### 1. 当社の買収への対応方針における共同協調行為等への対応方針

当社は、当社株式の大量買付行為（本買収対応方針に規定する意味を有します。以下同じです。）であっても、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。しかし、当社株式の大量買付行為が行われる場合、当該大量買付行為の是非を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大量買付行為を行いまは行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報および検討時間が提供されることが

不可欠である等の観点から、大量買付者に対し、当該大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時かつ適切な情報提供を行うなど、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保すること等を目的として、本買収対応方針を導入しております。

当社の規模および株主の分散状況を前提としますと、株券等保有割合が 20%以上となる当社株式を保有する株主は経営方針やガバナンス体制に極めて大きな影響力を持つものと考えております。このため、本買収対応方針では、株券等保有割合が 20%以上となる株主が現れる場合、事前に、当該株主に対し、当該株主およびそのグループの詳細、大量買付行為の目的・方法・内容等を明らかにし、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断した情報を当社の株主の皆様にも適時に開示できるようにする仕組みを設けております。

加えて、近時、経営支配権の取得の意図を明確にしないまま、協調して相当数の株式を取得し、その後に経営支配権の取得を試みる事例も見受けられます。当社は、このような場合についても、経営方針や経営体制の在り方を含む当社の企業価値および株主共同の利益に関わる重要事項について、株主の皆様が適切な判断を行うためには、必要かつ十分な情報および検討時間が確保されることが重要であると考えております。

そのため、当社は、本買収対応方針において、共同協調行為等の結果として当社の複数の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような行為を「大量買付行為」に含むこととし、大量買付者に対して買付提案書の提出を含む本買収対応方針所定の手続を履践することを要請しております（注）。

（注）なお、当社取締役会は、大量買付者が当該手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、本独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとしております。

## 2. 当社株式に係る共同協調行為等の疑義の概要

当社は、下記①ないし④の事実関係を踏まえると、当社株式に関して、本特定株主らによる共同協調行為等に該当する行為が行われている疑いがあることを確認いたしました。なお、共同協調行為等に該当する行為を行っていることが疑われる本特定株主らの株券等保有割合の合計は、2026年3月31日時点において20%を超えております。

### ① イクヨ社による当社株式の大量取得（2026年1月19日）

イクヨ社が2026年1月23日に提出した大量保有報告書によれば、イクヨ社は、本提案（イクヨ）（下記③に定義されます。以下同じです。）および本提案（BGC）（下記④に定義されます。以下同じです。）の約3ヶ月前である2026年1月19日に、当社株式250,000株（株券等保有割合にして17.01%）を市場外で取得しているとのことです。

### ② BGC社による当社株式の大量取得（2026年4月9日）

BGC社が2026年4月13日に提出した大量保有報告書によれば、BGC社は、本提案（イクヨ）の12日前かつ本提案（BGC）の18日前である2026年4月9日に、当社株式33,100株（株券等保有割合にして2.25%）を市場内で取得し、既存の保有株式数である70,000株（株券等保有割合にして4.76%）と合わせて、当社株式103,100株（株券等保有割合にして7.01%）を保有しております。

なお、当社の2025年3月31日付の株主名簿では、BGC社が当社株式70,000株を保有していることを確認しており、よって、BGC社は、上記①のイクヨ社による当社株式の大量取得前

から当社株式を大量に保有していたこととなります。

### ③ イクヨ社による当社取締役会に対する書簡（2026年4月21日）

イクヨ社は、2026年4月21日に、当社に対して、イクヨ社が提案する事項を当社第68期定時株主総会の目的とする旨の議案を当社取締役会に付議することを請求する旨の書簡を送付しております（以下「本提案（イクヨ）」といいます。）。なお、同日時点において、イクヨ社が当社の議決権を保有するに至った上記①の時点から6ヶ月を経過しておらず、イクヨ社は当社第68期定時株主総会に係る株主提案を行うための会社法上の要件を充足していなかったことも踏まえ、当社としては、本提案（イクヨ）は会社法上の株主提案ではなく、あくまでも当社取締役会への要望事項という位置付けであるとの理解の下、本提案（イクヨ）を会社法上の株主提案としては取り扱わないことといたしました。その上で、当社は、本提案（イクヨ）に係る事項を当社第68期定時株主総会の目的とすることを見送ることとし、2026年5月14日にイクヨ社に対してその旨を記載した書簡を送付しております。

本提案（イクヨ）において、イクヨ社は、その趣旨を「電気自動車関連分野や新規事業開発に関する知見及び実務経験を有しており、当社の既存事業の強みを活かしつつ、新たな成長領域の開拓に資するもの」として、本提案（イクヨ）当時のイクヨ社の役員および従業員合計6名（イクヨ社の取締役3名、イクヨ社の監査役1名およびイクヨ社の執行役員2名）を、当社の取締役候補者または監査役候補者として推薦しております。また、イクヨ社は、本提案（イクヨ）において、本買収対応方針の廃止に関する議案の付議も請求しております。

### ④ BGC社による株主提案（2026年4月27日公表）

BGC社は、2026年4月27日に、PR TIMESにて、当社に対して同月23日付で株主提案を行ったことを公表しております（以下「本提案（BGC）」といいます。）。

本提案（BGC）においては、BGC社は、その趣旨を「自動車部品分野で実績のある株式会社イクヨ（以下「イクヨ」）の経営陣を招聘し、ムラキの現経営陣と共に『新しい成長の形』を創り出すためのもの」としており、BGC社とイクヨ社が連携を行うことが明確に示されております。その上で、BGC社の役員1名ならびにイクヨ社またはその子会社の役員および従業員合計7名（イクヨ社の取締役3名、イクヨ社の監査役1名、イクヨ社の執行役員2名およびイクヨオートモーティブ株式会社の取締役1名）を、当社の取締役候補者または監査役候補者として推薦しております。

なお、本提案（BGC）における当該取締役候補者および監査役候補者のうち、イクヨ社の取締役3名、イクヨ社の監査役1名およびイクヨ社の執行役員2名の合計6名は、本提案（イクヨ）においてイクヨ社が推薦した取締役候補者または監査役候補者と一致しております。

また、BGC社は、本提案（BGC）において、本買収対応方針の廃止に関する議案も提案しており、当該提案も本提案（イクヨ）における提案内容と重複しております。

## 3. 当社の対応方針

当社は、本特定株主らによる共同協調行為等に該当する行為が行われている疑いがあることから、本特定株主らにおいて共同協調行為等に該当する行為が行われているかを最終的に判断するにあたり、その判断の公正性・客観性を担保するために、本買収対応方針に基づき設置された本独立委員会に対して、本特定株主らによる共同協調行為等が行われていると認定することの是非について諮問することを決議いたしました。当社取締役会は、本独立委員会からの当該諮問に対する勧告を最大限尊重して、本買収対応方針において定められた共同協調行為等認定基準に基づき、本特定株主らによる共同協調行為等が行われているか否かについて合理的な最終判断を行います。

上記 1. のとおり、本買収対応方針において、当社取締役会は、大量買付者が買付提案書の提

出を含む本買収対応方針所定の手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものとみなし、本独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとしております。しかるところ、当社は、本日現在、本特定株主らから、共同協調行為等に該当する行為を行うことについて、本買収対応方針に定める買付提案書の提出を一切受けておりませんので、最終的に当社取締役会において、本特定株主らの全部または一部において共同協調行為等が行われていると判断する場合には、共同協調行為等を行ったと判断される者の株券等保有割合の合計が 20%以上となる限り、これらの者は本買収対応方針に従わない大量買付行為を行っていることになり、上記の対抗措置の発動要件を満たすこととなります。

本件に関する事実関係、本独立委員会による検討状況および当社の今後の対応につきましては、透明性を確保する観点から、当社ニュースサイト (<https://muraki.jp/service/ニュース/>) において随時開示を行ってまいります。

当社は引き続き、共同協調行為等に対して適切に対応し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

以上

## 本特定株主らによる共同協調行為等の疑いについて

